

【参考資料 1】

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画変更に係る
中国電力株からの報告以降の経過

期 日	内 容
令和 5 年 8 月 8 日	中国電力株が廃止措置計画の第 2 段階の着手に向け、同計画の変更認可申請に係る事前了解願いを県及び松江市に提出、出雲市を含む周辺自治体には事前報告を実施
令和 5 年 8 月 8 日	県が出雲市を含む周辺自治体に対して、覚書に基づく意見照会
令和 5 年 8 月 3 0 日	出雲市議会 全員協議会 ・廃止措置計画（第 2 段階）の概要説明 （説明：中国電力株）
令和 5 年 9 月 1 3 日	出雲市原子力安全顧問会議 ・廃止措置計画（第 2 段階）の概要説明 （説明：中国電力株）
令和 5 年 9 月 1 5 日	出雲市原子力発電所環境安全対策協議会 ・廃止措置計画（第 2 段階）の概要説明 （説明：中国電力株）
令和 5 年 9 月 2 6 日	出雲市議会 総務委員会 ・県及び中国電力株へ提出する意見（案）の説明
令和 5 年 9 月 2 8 日	出雲市議会 全員協議会 ・県及び中国電力株へ提出する意見の説明
令和 5 年 1 0 月 2 日	出雲市から中国電力株及び県に対して意見（回答）提出

【参考資料 2】

島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定（抜粋）

出雲市（以下「甲」という。）、安来市（以下「乙」という。）、雲南市（以下「丙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丁」という。）は、丁が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民（以下「市民」という。）の安全確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（計画等の報告）

第 5 条 丁は次の事項について、甲、乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画
- (2) 原子炉施設（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」に基づく「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設をいう。）の重要な変更
- (3) 原子炉の廃止に伴う廃止措置計画の策定及び重要な変更

2 甲、乙及び丙は前項に関し、意見があるときは、丁に対し意見を述べることができるものとし、丁は誠意をもって対応するものとする。

平成 29 年 2 月 10 日

甲 出雲市

乙 安来市

丙 雲南市

丁 中国電力株式会社

【参考資料3】

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定について下記のとおり確認する。

記

1 県安全協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、次の（１）から（３）の手続を経ることとする。

（１）甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。

（２）甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。

（３）前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。

その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

2 乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合には、甲に対し、県安全協定第11条に定める立入調査の実施を要請することができるものとする。

3 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、乙に意見を聴取の上、県安全協定第12条に定める適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを、中国電力に対し、求めるものとする。

平成25年10月29日

令和3年10月15日一部改正

甲 島根県

乙 出雲市

安来市

雲南市